

入間市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏に名の頭文字を組み合わせたもの、氏名若しくは旧氏の頭文字で組み合わせたもの若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第6条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏に名の頭文字を組み合わせたもの、氏名の頭文字で組み合わせたもの若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により印鑑の登録をした者について、次に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を備えるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住所、氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏）、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては当該通称、外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名表記の記載がされている場合にあつては当該氏名の片仮名表記及び出生の年月日</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第7条 市長は、第5条の規定により印鑑の登録をした者について、次に掲げる事項を登録した印鑑登録原票を備えるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住所、氏名、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては当該通称、外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記録されている場合にあつては当該氏名の片仮名表記及び出生の年月日</p>

(5) 略

2 前項各号に規定する事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

(登録事項の修正)

第14条 印鑑の登録を受けている者は、住所、氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏)、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては当該通称又は外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名表記の記載がされている場合にあつては当該氏名の片仮名表記について変更しようとするときには、印鑑登録証を提示してその旨を市長に届け出なければならない。

2・3 略

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、本市において印鑑の登録をしている者について次の事由のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)、名又は通称の変更により、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当したとき。

(4)～(6) 略

2 略

(5) 略

2 前項各号に規定する事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製することができる。

(登録事項の修正)

第14条 印鑑の登録を受けている者は、住所、氏名、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては当該通称又は外国人住民に係る住民票の備考欄に氏名の片仮名表記が記録されている場合にあつては当該氏名の片仮名表記について変更しようとするときには、印鑑登録証を提示してその旨を市長に届け出なければならない。

2・3 略

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、本市において印鑑の登録をしている者について次の事由のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 氏、名又は通称の変更により、登録されている印鑑が第6条第1項第1号に該当したとき。

(4)～(6) 略

2 略